

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	発寒中学校改築冷房設備追加検討業務
発 注 課	電気設備課
選 定 事 業 者	株式会社北洋設備設計事務所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>上記業者へは令和3年に「発寒中学校改築設備工事実施設計」を委託しており、現在は下記工事の監理を委託している。</p> <ul style="list-style-type: none">・発寒中学校改築ほか電気設備工事・発寒中学校改築ほか暖房衛生設備工事・発寒中学校改築給食室冷暖房衛生設備工事・発寒中学校改築エレベーター設備工事 <p>本件業務は「発寒中学校改築設備工事実施設計」の成果物を基に、校舎棟への冷房設備の追加に係る検討を行うものである。業務を進めるうえでは、実施設計の内容を熟知していることに加え、上記工事が施工中であるため、各施工者及び本市担当者と綿密な協議調整を行い、設置する機器の仕様や施工内容を把握する必要がある。</p> <p>以上のことから、本件業務は設計・監理業者である上記業者が行うのが最も適格であり、当該事業者へ本業務の委託を行うことで、期間の短縮及び履行品質の確保が見込まれるため、上記業者の特命といたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号